



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
1 2 月 1 4 日
第 4 5 0 9 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

※滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則に基づく短期課程の訓練科等の一部改正 (労働雇用政策課)

課)	1
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の廃止の届出 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	3

○ 公 告

公共測量実施公告 (監理課)	3
----------------------	---

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告 (湖北)	3
--------------------------	---

○ 公 安 委 員 会 公 告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告 (交通指導課)	4
---	---

告 示

滋賀県告示第523号

平成21年滋賀県告示第283号 (滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則に基づく短期課程の訓練科等) の一部を次のように改正する。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

表溶接技術科の部を次のように改める。

ものづくり金属科	10人	1年	1296時間
----------	-----	----	--------

表機械加工技術科の部および塗装技術科の部を削り、表電気エネルギー設備科の部中「10人」を「15人」に改め、表電気機械技術科の部を削る。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表機械加工技術科の部を削る改正規定、表電気エネルギー設備科の部の改正規定および表電気機械技術科の部を削る改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

滋賀県告示第524号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第525号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第526号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第527号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	廃止する研修の課程	廃止年月日	登録番号
一般社団法人	東京都中野区	一般社団法人日	東京都中野区本			

人日本介護 教育協会	本町六丁目 27-12豊国ビ ル203	本介護教育協会 代表理事 小川 祐輔	町六丁目27-12 豊国ビル203	第一号研修 第二号研修	平成30.12.20	2511502
---------------	---------------------------	--------------------------	----------------------	----------------	------------	---------

滋賀県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアホーム 平松の家	東近江市平松 町1023番地	社会福祉法人 美輪湖の家	東近江市百済寺 本町1543番地1	短期入所	平成30.12.1	2510500669

公 告**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栗東市長 野村 昌弘から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(レベル1000航空写真撮影および写真地図作成)
- 2 作業の地域 栗東市全域
- 3 作業の期間 平成30年12月25日から平成31年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年12月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(彦根市都市計画基本図の修正)
- 2 作業の地域 彦根市船町、旭町、元町、大東町、佐和町、立花町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、中央町、錦町、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、銀座町、芹橋一丁目、芹橋二丁目、橋向町、新町、芹中町、大橋町、後三条町、金亀町、尾末町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、城町一丁目、城町二丁目、池州町、栄町一丁目、栄町二丁目、中藪一丁目、中藪二丁目、長曾根町、長曾根南町、中藪町、大藪町、馬場一丁目、馬場二丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原町、古沢町、里根町、外町、幸町、安清町、安清東町、芹町、芹川町、元岡町、沼波町、岡町、山之脇町、駅東町、大堀町、東沼波町、西沼波町、地蔵町、正法寺町、野田山町、平田町、和田町、戸賀町、小泉町、竹ヶ鼻町、西今町、野瀬町、宇尾町、甘呂町、開出今町、八坂町、鳥居本町、下矢倉町、甲田町、宮田町、佐和山町、小野町、原町、荘厳寺町、善谷町、中山町、仏生寺町、高宮町、金剛寺町、広野町、犬方町、法土町
- 3 作業の期間 平成30年10月23日から平成31年3月27日まで

農業農村振興事務所公告**土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、湖北土地改良区の定款の変更は、平成30年12月4日に認可した。

平成30年12月14日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 小根田 康 人

公安委員会公告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

平成30年12月14日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習日程

講習第1日目 平成31年2月7日(木)午前9時から午後5時45分まで

講習第2日目 平成31年2月8日(金)午前9時から午後5時45分まで

修了考査 平成31年2月15日(金)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)

(2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部2B会議室

(3) 受講定員 20人

(4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

イ 写真2葉(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(5) 受付期間 平成30年12月17日(月)から平成31年1月18日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、受講申込人員が講習定員に達した場合は、受付を締め切る。

(6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。

(7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。

(8) 携行品 受講票、筆記用具、印鑑および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

2 駐車監視員資格者認定審査

(1) 実施期日 平成31年2月15日(金)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)

(2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部2B会議室

(3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。

(4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者認定申請書

イ (4)に該当する者であることを証する書面

ウ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(6) 受付期間 平成30年12月17日(月)から平成31年1月18日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 認定考査受検票の交付 郵送により交付する。

(8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。

(9) 携行品 認定考査受検票、筆記用具、印鑑および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

3 考查結果の開示 駐車監視員資格者講習修了考查および駐車監視員資格者認定考查の考查結果については、考查の受検者本人が、次により、口頭による開示請求を行うことができる（電話による請求は、受け付けない。）。

(1) 開示内容 考查の得点

(2) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受検者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、開示請求の受付期間中の日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、滋賀県警察本部交通部交通指導課において行うこと。

(3) 開示請求の受付期間 合格発表の日から 1 か月間

4 注意事項

(1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

5 問合せ先および受講申込書等の請求先

(1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜 1 番 10 号 電話 077-522-1231(内線 5133)

(2) 県内の各警察署交通課（大津警察署にあっては、交通第一課）

